

第3次上三川町男女共同参画計画

令和5（2023）年度～令和9（2027）年度

令和5年2月

上三川町

目 次

第1章 計画の趣旨	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の性格・役割	1
3 計画の期間	2
第2章 計画策定の背景	2
1 社会情勢の変化	2
2 上三川町を取り巻く現状	5
3 男女共同参画に関する町民意識調査の概要	9
4 2期計画の達成状況	19
第3章 計画の内容	21
1 計画の方向性	21
2 計画の目標像	23
3 施策体系	24
第4章 施策の展開	26
基本目標1 人権尊重と男女共同参画に向けた意識づくり	26
重点項目1 男女共同参画の意識づくり	26
施策(1) 広報・啓発活動の推進	27
施策(2) 男女共同参画に関する講座・講演会等の開催	27
施策(3) 男女共同参画の視点に立った社会制度や慣行の見直し	27
施策(4) 男女共同参画に関する情報の収集・提供	28
施策(5) 国際理解の推進による意識改革	28
重点項目2 人権教育に基づく男女平等教育・学習の充実	29
施策(1) 男女平等意識に基づく家庭教育の推進	30
施策(2) 男女平等意識に基づく学校教育の推進	30
施策(3) 男女平等意識に基づく生涯学習の推進	30
重点項目3 人権を尊重・擁護する社会環境の形成	31
施策(1) 男女間のあらゆる暴力の根絶	32
施策(2) あらゆるハラスメント防止対策の推進	32
施策(3) 貧困等による困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備	32

第1章 計画の趣旨

1 計画策定の趣旨

男女が互いに人権を尊重し、責任を分かち合い、性別に関わりなく個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現のため、本町では、平成23（2011）年に「上三川町男女共同参画計画（平成23（2011）年度～平成27（2015）年度）」を策定し、男女共同参画社会の実現に向け、男女共同参画にかかる意識の啓発や各種施策の推進に努めてきました。

この間、少子高齢化や人口減少等により、人々の生活を取り巻く社会環境は大きな変化を続け、価値観や生活スタイルに変化や多様性をもたらしました。法整備の面では、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27（2015）年法律第64号）が成立し、我が国における男女共同参画社会の実現に向けた取組みは新たな段階に入ったと評価されています。しかし一方では、未だ性別で役割を決めてしまう性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を背景とした課題が根強く残っているほか、新型コロナウイルス感染症の拡大に起因した、配偶者やパートナーからの暴力や性暴力の増加・深刻化の懸念や女性の雇用、所得への影響など、課題は多様化、複雑化しています。

こうした社会環境の変化に柔軟に対応し、時代に即した形で男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくため、これまでの取組みを引き継ぎ、発展させる新たな計画として「第3次 上三川町男女共同参画計画（令和5（2023）年度～令和9（2027）年度）（以下「本計画」という。）を策定しました。

2 計画の性格・役割

- (1) 「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく、本町における男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画です。
- (2) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」第2条の3第3項の規定に基づく、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画として位置づけます。
- (3) 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第6条第2項の規定に基づく、町の推進計画として位置づけます。
- (4) 国の「第5次男女共同参画計画」や県の「とちぎ男女共同参画プラン[5期計画]」を踏まえつつ、「上三川町第7次総合計画」や本町における他の部門計画との整

合を図った計画であるとともに、「令和4（2022）年度上三川町男女共同参画に関する町民意識調査」の結果と「パブリックコメント」等の意見を反映して策定するものです。

- (5) 本計画に基づく各種取組により、SDGs（持続可能な開発目標）のゴール5「ジェンダー平等を実現しよう」をはじめ、ゴール1「貧困をなくそう」、ゴール3「すべての人に健康と福祉を」、ゴール8「働きがいも経済成長も」などの実現に貢献します。

3 計画の期間

本計画の期間は、令和5（2023）年度から令和9（2027）年度までの5年間とします。なお、国の施策や社会情勢の変化に合わせ必要に応じて見直しを行います。

第2章 計画策定の背景

1 社会情勢の変化

(1) 国際情勢

① 「国際婦人年世界会議」と「世界行動計画」

国際連合が昭和50（1975）年を「国際婦人年」と定め、同年にメキシコシティにおいて第1回の世界女性会議となる「国際婦人年世界会議」が開催されました。この会議において、女性の地位向上を目指すためのガイドラインである「世界行動計画」が採択されました。

② 「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」

昭和54（1979）年の第34回国連総会において、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」が採択されました。この条約は、女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念とし、男女の完全な平等の達成に貢献することを目的としています。この条約の締結により、女性の地位向上に向けた世界的な取組みが大きく前進しました。

③ 「女性2000年会議」の開催

平成12（2000）年、ニューヨークにおいて、国連特別総会「女性2000年会議」が開催され、女性に対する暴力に対処する法律の整備や女子に対する差別的な条項撤廃のための法律の見直しなどが提案、採択さ

れました。

④ 「SDGs」の採択

平成27（2015）年の国連サミットにおいて、「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択されました。17の目標と169のターゲットから構成され、目標の1つに「ジェンダーの平等を実現する」ことが盛り込まれました。

（2）国の動き

① 「男女共同参画社会基本法」の制定

わが国でも、前述した昭和50（1975）年の「国際婦人年」を契機に、男女平等に関する法律や制度の整備が進み、平成11（1999）年には「女子差別撤廃条約」の批准に伴う国内法として、「男女共同参画社会基本法」が制定され、翌年にはこれに基づく計画として「男女共同参画基本計画」が制定されました。

② 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の施行

平成13（2001）年には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」が施行されました。また、平成16（2004）年の改正により、配偶者等からの暴力に係る通報、相談、保護等の体制整備に加え、保護命令制度の拡充や被害者の自立支援の明確化などが規定されました。

③ 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」等の施行

平成27（2015）年9月に施行された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」では、女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定を事業主に求めています。また、平成30（2018）年には多様で柔軟な働き方を実現する、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が成立するなど、女性が働きやすい社会環境が着々と整備されつつあります。

④ 「第5次男女共同参画基本計画」の閣議決定

令和2（2020）年12月25日に、国の「第5次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。この計画は、経済社会環境や国際情勢の変化を踏まえ、4つの目指すべき社会を提示し、その実現を通じて、男女共同参画社会基本法が目指す社会の形成促進を図るものです。

（3）栃木県の動き

① 活動拠点の開館

平成8（1996）年4月に男女共同参画推進のための活動拠点である「とちぎ女性センター・パルティ（現在のパルティとちぎ男女共同参画セ

ンター)」を開館し、情報提供や啓発活動などさまざまな支援に取り組んでいます。

② 「とちぎ女性活躍応援団」による女性活躍の推進

「女性がいきいきと活躍できる“とちぎ”」実現のため、企業、団体、市町等のあらゆる機関が連携して働き方改革や女性の活躍を推進し、職場・家庭・地域などのあらゆる場面で女性が活躍しやすい環境の整備に取り組む「とちぎ女性活躍応援団」が平成28（2016）年9月に設立され、趣旨に賛同して会員となった県内所在の企業・団体と一体となって応援団を構成しています。

③ 「男女生き生き企業」認定・表彰制度の実施

県内の中小・小規模企業における女性活躍の推進や働き方の見直しの取り組みを促進するため、誰もがいきいきと働けることを目指して積極的に取り組んでいる企業等を認定・表彰する制度を平成29（2017）年から開始しました。

④ DV防止計画の改定

「DV防止計画」の第2次改訂版が目標年次を迎えたことから、それまでの取組状況や社会情勢の変化を踏まえ、平成29（2017）年3月に改定しました。

⑤ 「とちぎ男女共同参画計画プラン」の策定

平成13（2001）年

「とちぎ男女共同参画プラン」を策定。

平成18（2006）年

「とちぎ男女共同参画プラン（二期計画）」を策定。

平成23（2011）年

「とちぎ男女共同参画プラン（三期計画）」を策定。

平成28（2016）年

「とちぎ男女共同参画プラン（四期計画）」を策定。

令和3（2021）年

「とちぎ男女共同参画プラン（五期計画）」を策定。

（４）上三川町の動き

上三川町では、「男女共同参画社会基本法」の制定を受け、「誰もが活躍でき、はつらつと幸福に暮らせるまち」を実現するため、平成18（2006）年に「上三川町男女共同参画計画（平成18（2006）年度～平成22（2010）年度）」を策定しました。

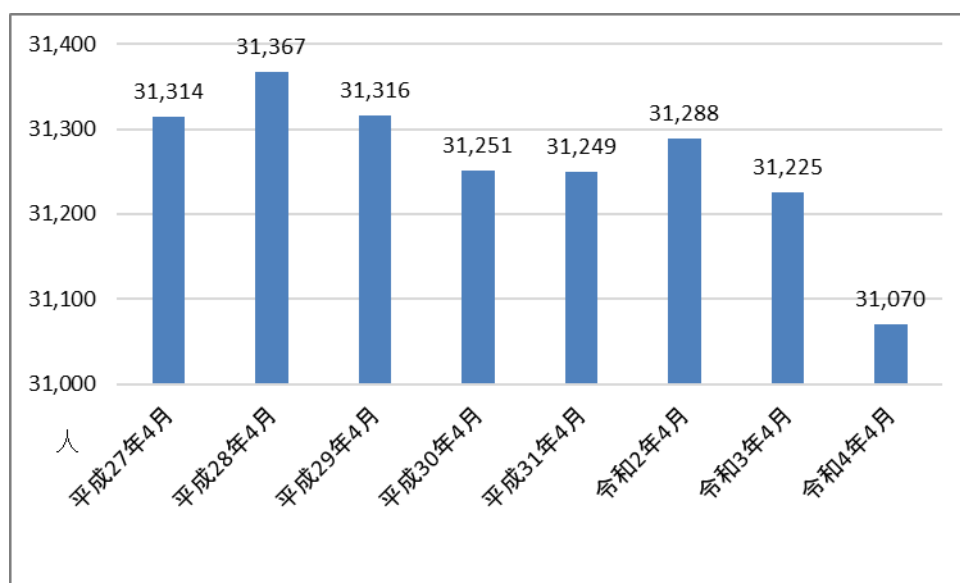
平成23（2011）年には従前の計画の達成状況、課題等を踏まえ、「男女

がともにまなび 支えあい 自立をめざすまち」を目標に「上三川町男女共同参画計画（平成23（2011）年度～平成27（2015）年度）」を策定しました。

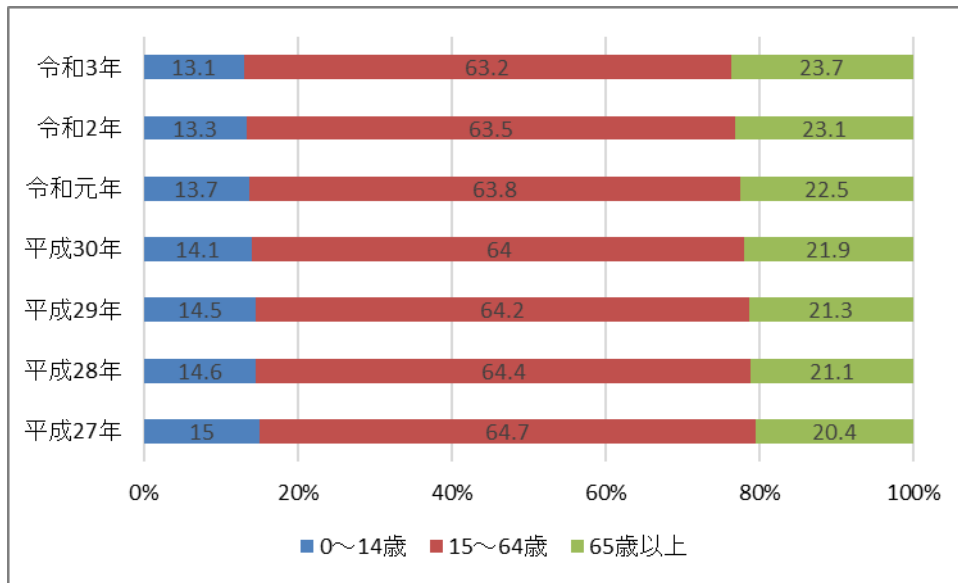
2 上三川町を取り巻く現状

（1）人口の状況

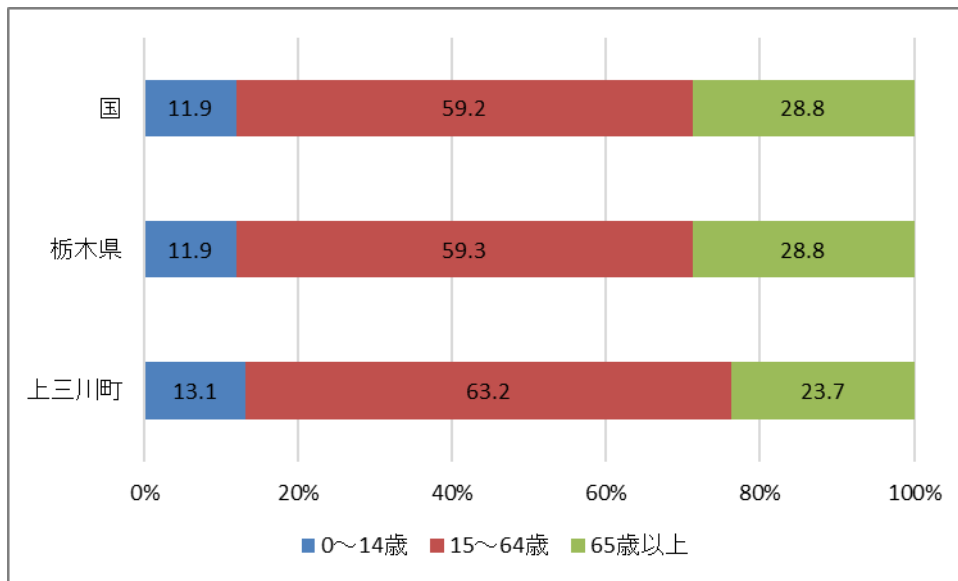
本町の総人口の推移（第1表参照）をみると、平成28（2016）年以降減少傾向にあり令和4（2022）年4月現在31,070人となっています。また、年齢3区分別人口比の推移（第2表参照）をみると、年少人口と生産年齢人口は引き続きゆるやかに減少、高齢者人口は年率1%の割合で大幅に増加し、平成27（2015）年には初めて20%を超えました。



第1表 上三川町の人口推移



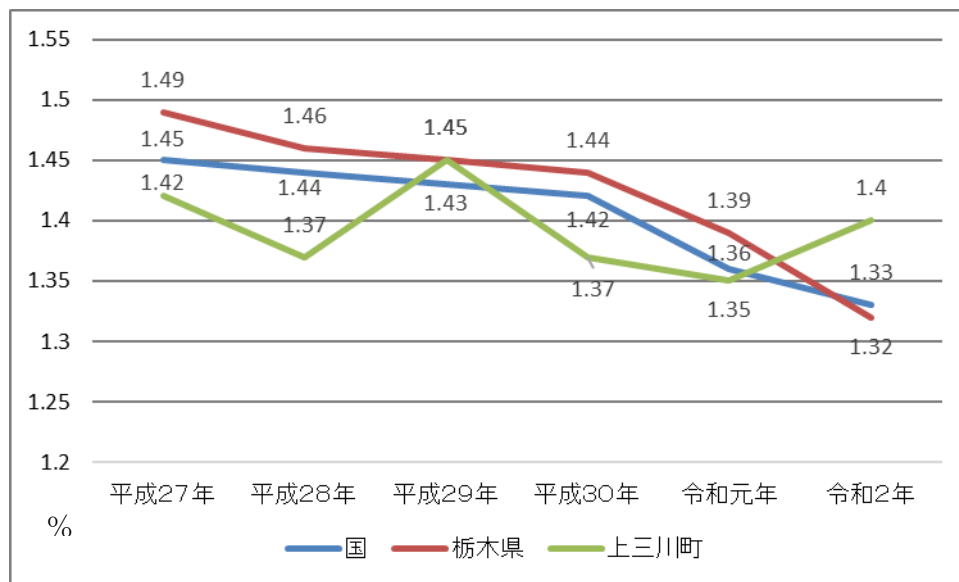
第2表 上三川町における年齢3区分別人口比の推移
 栃木県統計資料「市町村別の年齢3区分別人口【総計】」より



第3表 令和3年 国・栃木県・上三川町における年齢3区分別人口比
 国統計資料「人口推計2021年（令和3年）1月報」
 栃木県統計資料「市町村別の年齢3区分別人口【総計】」より

(2) 出生の状況

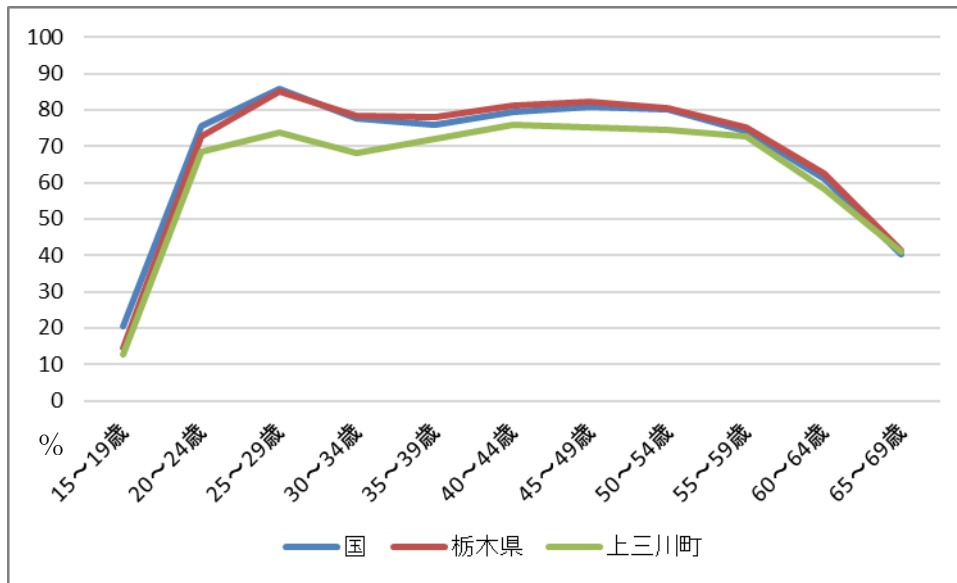
本町の合計特殊出生率の推移（第4表参照）をみると、令和2（2020）年より、国・県の数値を上回っていることがわかります。



第4表 合計特殊出生率の推移
「人口動態統計（確定数）の概況（厚生労働省）」
「栃木県人口動態統計（確定数）の概況」
「栃木県保健統計」より

(3) 女性の労働の状況

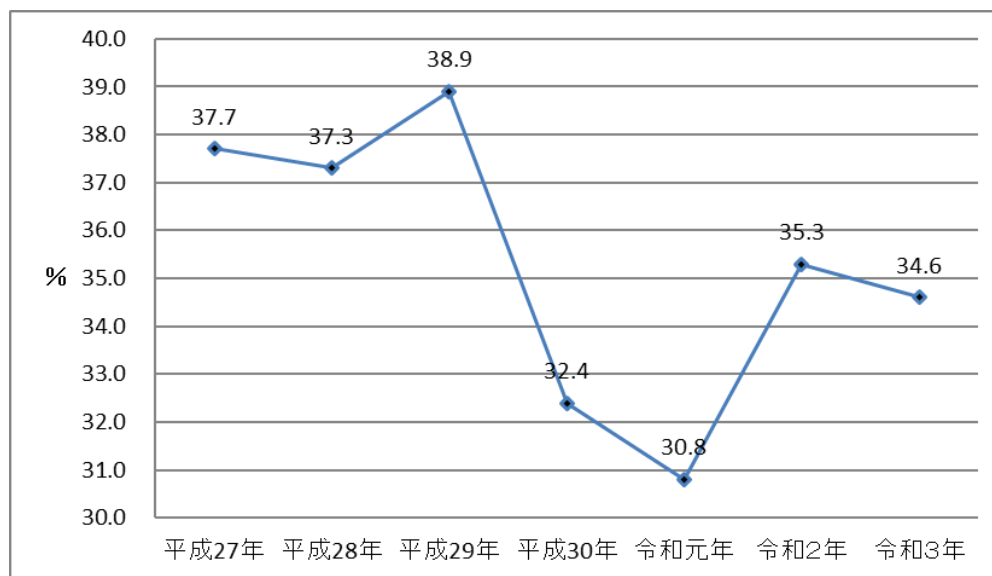
女性の年齢階級別労働力率（第5表）をみると、国・県・町すべてにおいて、20歳代後半から30歳代にかけて、出産・育児のために仕事を中断するためか、緩やかなM字曲線を描いています。



第5表 女性の年齢階級別労働力率
「男女共同参画白書」
「国勢調査就業状態等基本集計結果」より

(4) 女性の社会参画の状況

上三川町の審議会等における女性委員の比率をみると、やや下降傾向にあります。比率の上下はあるものの、令和3（2021）年時点では、県内で4番目に高い比率（「地方公共団体における男女共同参画社会の形成または女性に関する施策の推進状況」より）となっており、栃木県内の他市町と比較しても高い水準にあると言えます。



第6表 審議会等における女性委員の比率

3 男女共同参画に関する町民意識調査の概要

調査実施の概要

男女共同参画に関する住民の考えを把握し、上三川町男女共同参画計画や今後の施策を検討するための基礎資料とするため、令和4（2022）年4月に町内在住の20歳以上の男女400名を対象に実施したものです。

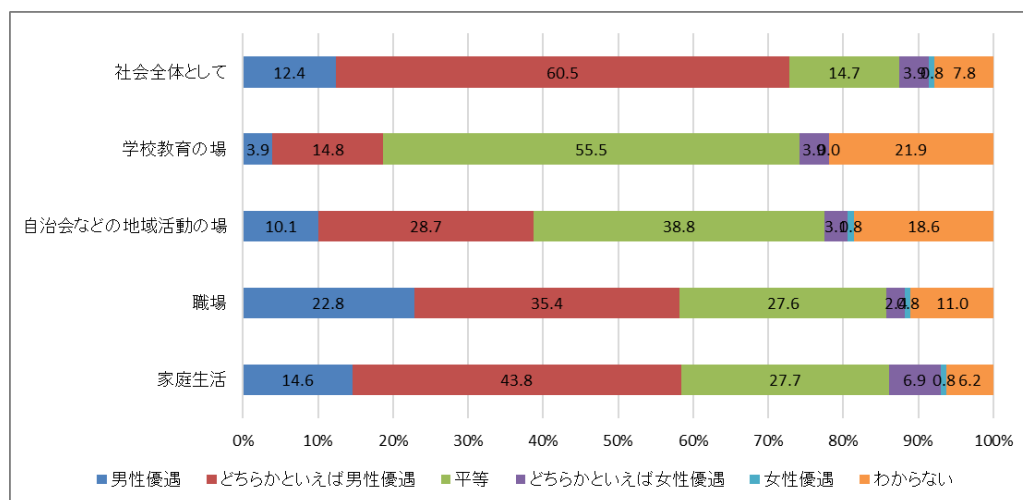
(1) 男女共同参画に関する意識の状況

各分野における男女の平等感に係る問いの集計結果（第7表）を見ると、「学校教育」を平等と回答した割合が55.5%と最も高くなっている事が分かります。反面、社会全体について平等と答えた方は14.7%のみであり、男性優遇またはどちらかという男性優遇と答えた方は72.9%に及び、社会全体における不平等感がいまだ強いことがわかります。

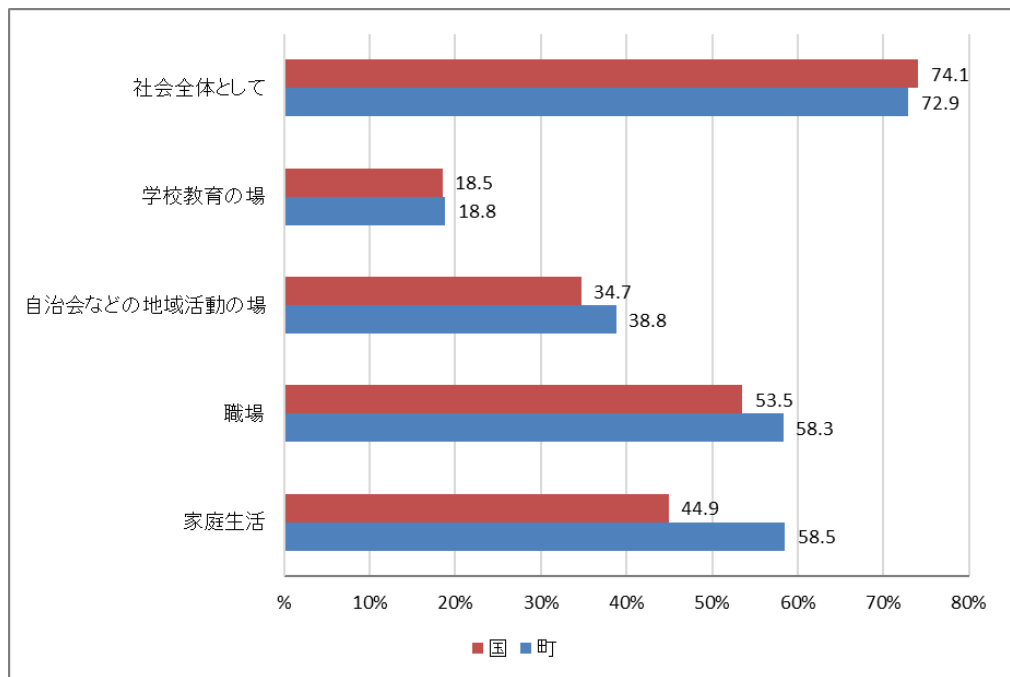
また、平成22年に実施したアンケート調査結果と比較すると、家庭生活が9.

5%、地域活動が1.9%、学校教育が1.8%、社会全体が1.3%と平等感がやや低下している反面、職場において平等と感じる割合は5.8%の増加に転じています。前回アンケートと選択肢がやや異なるため単純な比較はできませんが、法令の整備に伴い雇用者等の意識改革が進み、徐々に女性が力を発揮できる環境が整いつつあることが分かります。

第8表の国調査との比較を見てみると、家庭生活の場における男性優遇を感じる人が多く、その他については大きな差は見られないことが分かります。



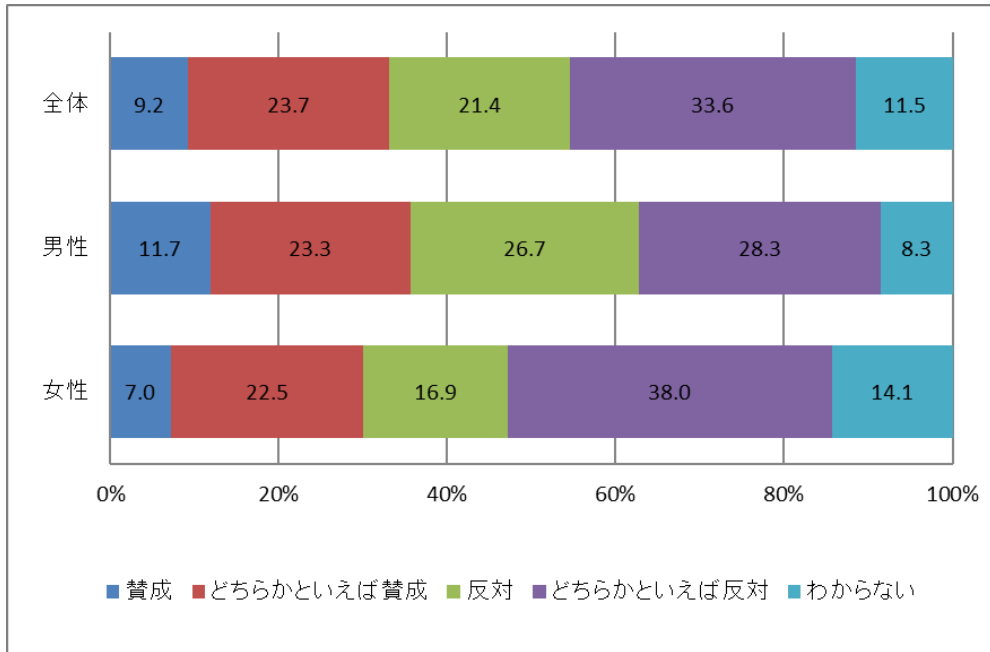
第7表 各分野における男女の地位について



第8表 各分野における男女の地位について男性優遇と答えた人の割合
「男女共同参画社会に関する世論調査」(令和元年9月調査)より

※「男性優遇」は「男性の方が非常に優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」の割合を足し合わせたもので、「女性優遇」は「女性の方が非常に優遇されている」と「どちらかといえば女性の方が優遇されている」の割合を足し合わせたものです。

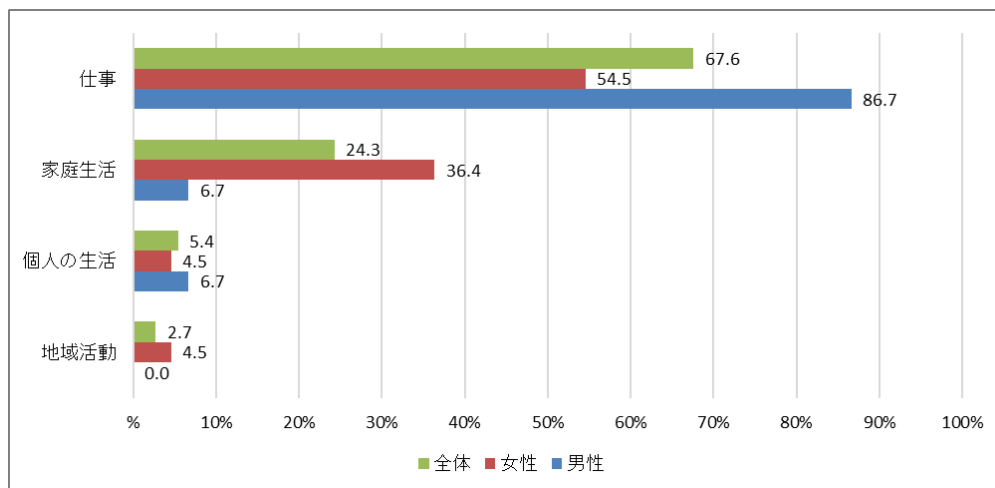
性別による役割分担意識(第9表)に目を向けると、前回調査では性別役割分担意識に賛成する割合が、男性が女性よりも約2割高い結果となっていました。今回の調査ではほぼ同じ割合となっており、男女での意識差が無くなりつつあることがわかります。また、男性で、性別で役割分担を決めることに対して肯定的な意見を持つ方は前回の46%から35%と大幅に減少しており、意識の変化が進んでいることがわかります。



第9表 性別による役割分担意識

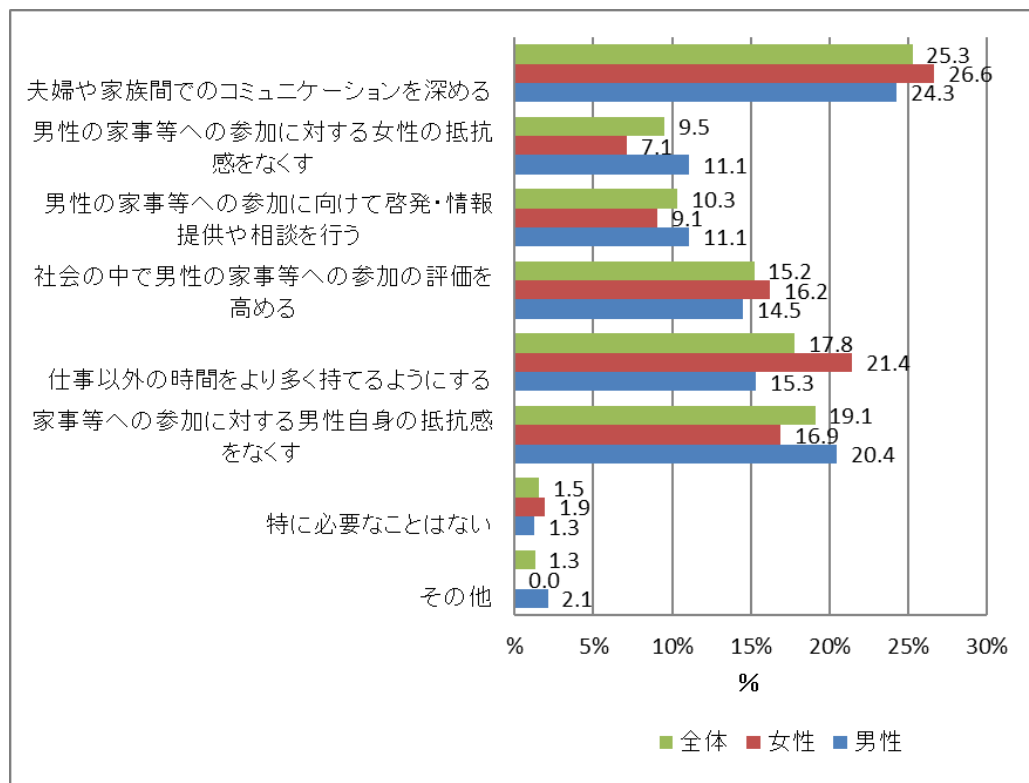
(2) 家庭生活の状況

生活の中で優先される事項の問いの集計結果（第10表）を見ると「仕事」と回答した男性は86.7%と、男性のほとんどが「仕事最優先」の意識を持っていることが分かります。一方「家庭生活」と回答した者の比率を見ると、女性が36.4%に対し、男性は6.7%と男女間で大きな意識格差があることが見て取れます。



第10表 生活の中で優先される事項

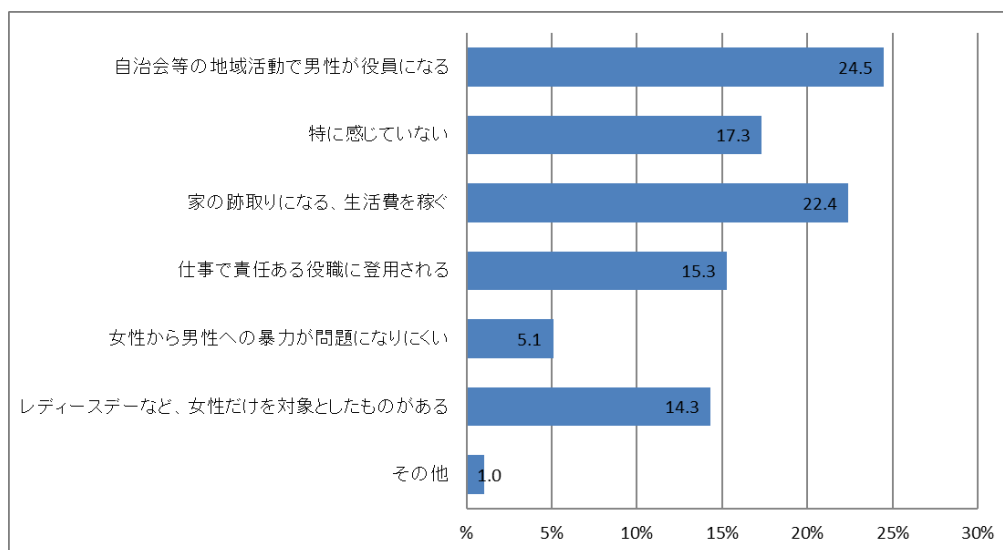
「男女がともに家事・子育て・介護等に積極的に参加していくために、何が求められるか。」の質問に対し、男女とも「夫婦や家族間でのコミュニケーションを深める」と回答した割合が最も高く、男女間で意識の差が最もあるのは「仕事以外の時間をより多く持てるようにする」で、男女間で6.1%の差があることが見て取れます。



第11表 男女がともに家事・子育て・介護等に積極的に参加していくには

(3) 男性であることで感じる差別感

「男性であることを理由に差別されていると感じていることはありますか。」の質問に対し「自治会等の地域活動で役員になる」ことに対して24.5%の方が、そして「家の跡取りになる、生活費を稼ぐ」ことに対して22.4%の方が差別感を感じると回答しており、男性であることで、一定の責任を与えられることに不満を感じている方がいることがわかります。

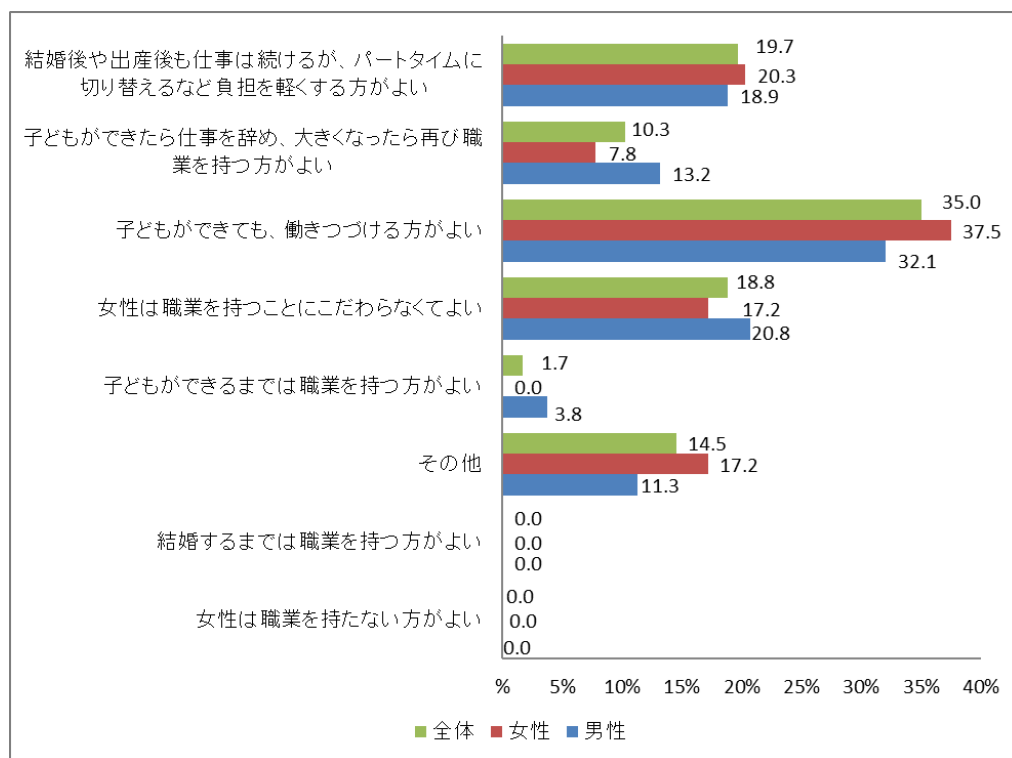


第12表 男性であることを理由に差別されていると感じていることはあるか

(4) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の状況

① 女性が職業を持つことについて

第13表を見ると、男女ともに子どもができて、何らかの形で職業に就き続けた方がよいとの意識を持っている人の割合が多くを占めており、女性の社会参画に対する意識が広く社会に浸透していることがわかります。



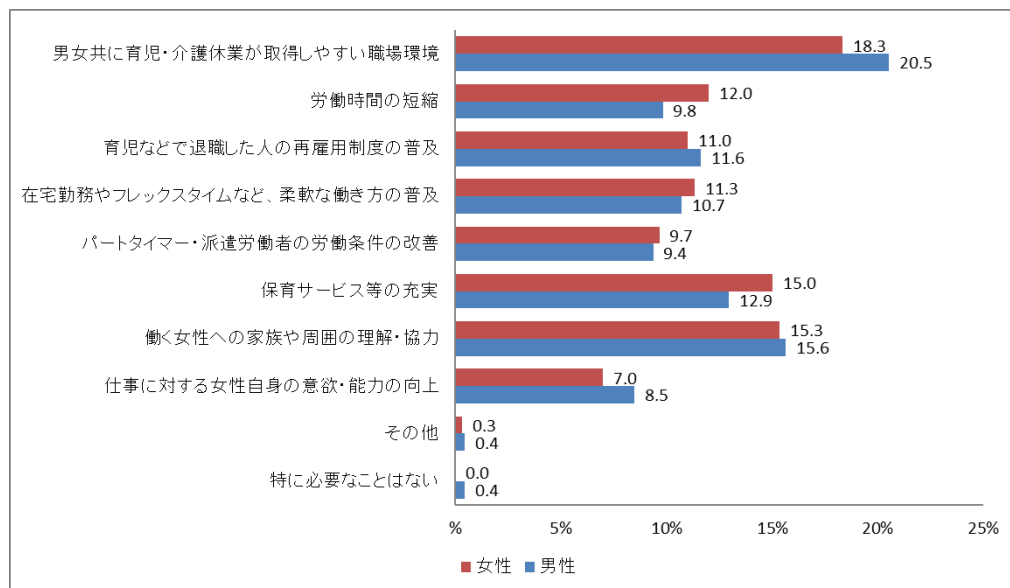
第13表 女性が職業を持つことについて

② 実際の生活の優先度

先にも述べましたが、生活の中での優先度（第10表）についてみると、男性が圧倒的に仕事を優先していることが見て取れ、その割合は約86.7%に達し、ほぼ大部分の男性が家庭を犠牲にし、仕事を優先せざるを得ない現状が見て取れます。第7表、第8表の分析から職場での男女平等観は改善されている数値が出ていますが、男性は仕事を優先しなければならないというアンコンシャス・バイアスの払拭には至っていないことがわかります。

③ 男女共同参画社会の実現に向けて、企業に必要な取組みについて

男女共同参画社会の実現に向けて、企業に求める取組みの集計結果（第14表）を見ると、「男女ともに育児・介護休業が取得しやすい職場環境」を求める声が多く、次点で「働く女性への家族や周囲の理解・協力」となっています。また、「保育サービス等の充実」も前回調査に引き続き高い水準となっており、依然として、課題は多く残っていると言えます。



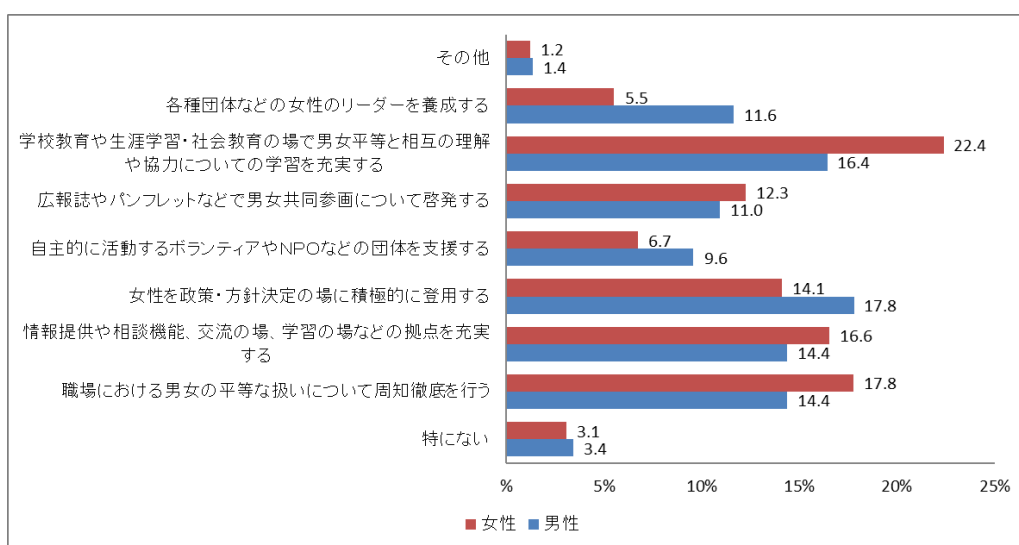
第14表 男女共同参画社会の実現に向けて、企業に必要な取組み

(5) 男女共同参画の取組みの状況

男女共同参画社会の実現に向けて、町に求める取組みの集計結果（第15表）を見ると、男性は「女性を政策・方針決定の場に積極的に登用する」ことを求めていることがわかります。

一方で女性は「学校教育や生涯学習・社会教育の場で男女平等と相互の理解や協力についての学習を充実する」を最も求めていることがわかります。

学習の機会を増やすほか、積極的に啓発を行い、意識の変化を促す必要があります。



第15表 町が取り組むべき男女共同参画社会の実現に向け必要な取組み

4 2期計画の達成状況

本町では男女共同参画社会の実現のために、上三川町男女共同参画計画（平成23（2011）年度～平成27（2015）年度）において「男女の人権尊重と男女共同参画に向けた意識づくり」「男女がともに豊かな人生をおくるワーク・ライフ・バランスの推進」「男女共同参画の総合的推進」の3点を基本目標に掲げるとともに、以下の目標指標を掲げ取り組んでまいりました。

指標	現状値 前計画策定時	目標値 前計画期間 終了時	現状値
男女の平等感[社会全体として]	20.0%	30.0%	14.7%
性別役割分業に否定的な割合[全体]	41.4%	50.0%	55.4%
家庭教育オピニオンリーダーの人数	76人	86人	85人
配偶者等からの暴力について、相談できる場所を知らない人の割合[全体]	33.3%	0%	21.8%
女性の人権擁護委員の割合	50.0%	50.0%	58.8%
「家族経営協定」締結農家数	150件	170件	185件
審議会等における女性委員の割合	24.4%	30.0%	35.6%
女性委員がいない審議会等の数	3委員会	0委員会	3委員会
女性防火クラブ組織数	37組織	40組織	44組織
特定健康診査受診率	30.8%	60.0%	48.6%
係長以上職員等に占める女性職員の割合	6.0%	10.0%	26%

前計画で掲げた16の目標の内、比較検証可能な11の目標の内、達成したものは6項目となっています。目標を達成できなかった項目についても「家庭教育オピニオンリーダーの人数」などの3項目で改善傾向にあることが確認でき、概ね目標に向け取り組みの成果があらわれた結果となっています。

「配偶者等からの暴力について、相談できる場所を知らない人の割合」0%を目標としました。現状では21.8%と前回調査から11.5%減少していますが、今後も周知に力を入れる必要があります。女性委員がいない委員会の数についても3であったものを0にすることを目標としましたが、3委員会のままとなっており、政策決

定の場の一部において、女性の声が届かない状況になっています。特定健康診査受診率については65%を目標にしましたが、48.7%にとどまる結果となりました。しかしながら前回調査と比較すると17.9%の増と、被受診者の意識が大幅に改善していることが分かります。

第3章 計画の内容

1 計画の方向性

第3次上三川町男女共同参画計画では、3つの基本目標に基づき、男女共同参画社会の実現に向け事業を推進します。

基本目標 1

人権尊重と男女共同参画に向けた意識づくり

本町において、男女共同参画に対する意識づけを更に推進していくためには、時代や社会の変化を把握する他「令和4（2022）年度上三川町男女共同参画に関する町民意識調査」から判明した課題に取り組んでいく必要があります。

前回実施した町民意識調査では、全ての分野において「平等」と感じる割合が、国調査の数値を下回っていました。今回の調査では「家庭」での平等感が国の数値を大きく上回っているものの、その他の項目については国の数値とほぼ同等の数値となりました。

また、性別による役割分担意識については「賛成」「どちらかといえば賛成」と答えた意見は32.9%と前回調査（32.6%）とほぼ同じ水準であり、今後も町民の意識を変える施策の推進が求められます。

さらに、男女共同参画社会の実現に向けて町が重点的に取り組むべき施策として「学校教育や生涯学習・社会教育の場で男女平等と相互の理解や協力についての学習を充実する」や「職場における男女の平等な扱いについて周知徹底を行う」ことを求める声が多く挙がっており、住民に対する意識づくりとともに、職場環境の改善も重要であるといえます。

基本目標 2

男女がともに豊かな人生を送るワーク・ライフ・バランスの推進

本町は出生率が減少に転じているものの国・県より高い水準となっており、依然として平均年齢は県内でも比較的若く、子育て世代が多い町です。一方で、女性の労働力率については、出産・子育て世代にあたる30歳代に仕事を中断するM字曲線を描いています。町民意識調査では、子どもができてでも就労を継続した方が良いと考える人の割合が高くなっていることから、子育て世代の女性が仕事と子育てを両立させることに難しさを感じていることがうかがえます。

ワーク・ライフ・バランスについての問いへの回答から、男女ともに半数以上が「バランスがとれている」との回答が得られています。しかし、男性の86.7%が「仕事」を優先しているとの回答があり、依然として仕事優先の風潮が強いことがわかり、生活の優先度や個人の意欲に応じたワーク・ライフ・バランスを図れる環境づくりが重要であると言えます。

基本目標 3

男女がともに活躍できるまちづくり

本町が元気で豊かな町として発展するためには、性別に関係なく、持って生まれた能力を活かし、様々な視点や発想を取り入れられるよう、政策方針決定の場への女性の参画拡大を働きかけます。

町民意識調査では「社会全体として男女の地位が平等か」との問いに対し「平等」と回答した人は14.7%と低い水準にあり、このような状況を改善するためにも、身近な活動を通して男女共同参画社会の実現を目指す必要があります。

また、男女共同参画は、町の全ての施策にその視点が必要であり、全庁体制で進めていくものとなります。関連する施策は多方面にわたるため、行政内の関連する部署との連携を密にするとともに、各分野での個別計画との整合性を図りながら、それぞれの課題に基づいた取組みを総合的に進めていくことが重要です。

2 計画の目標像

本計画が目指す将来像は、個人がそれぞれの個性や人権を尊重しあいながら「男女がともに学び・支えあい・自立をめざすまち」です。自立した個々の能力を最大限に活かし、「豊かな人生を送る」ことが、本町の男女共同参画の推進において重要なファクターであると考えます。

また「上三川町第7次総合計画」における男女共同参画分野の基本目標である「“コミュニティ・地域力”のまちづくり」との協調のもと、住民や事業所、行政等が協働で男女共同参画を推進していく姿勢を示し、各々が自立し、「自分らしく生きる」ことができるまちづくりを目指します。

3 施策体系

男女がともに学び 支えあい 自立をめざすまち

基本目標	重点項目	施策の方向
1 人権尊重と男女共同参画に向けた意識づくり	1 男女共同参画の意識づくり	(1) 広報・啓発活動の推進
		(2) 男女共同参画に関する講座・講演会等の開催
		(3) 男女共同参画の視点に立った社会制度や慣行の見直し
		(4) 男女共同参画に関する情報の収集・提供
		(5) 国際理解の推進による意識改革
	2 人権教育に基づく男女平等教育・学習の充実	(1) 男女平等意識に基づく家庭教育の推進
		(2) 男女平等意識に基づく学校教育の推進
		(3) 男女平等意識に基づく生涯学習の推進
	3 人権を尊重・擁護する社会環境の形成	(1) 男女間のあらゆる暴力の根絶
		(2) あらゆるハラスメント防止対策の推進
(3) 貧困等による困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備		
2 男女がともに豊かな人生を送るワーク・ライフ・バランスの推進	1 男女がともに働きやすい職場環境づくり	(1) ワーク・ライフ・バランスの普及・浸透
		(2) 多様な働き方を可能にする環境づくり
		(3) 農業、自営業等の分野における男女共同参画

基本目標	重点項目	施策の方向
2 男女がともに豊かな人生を送るワーク・ライフ・バランスの推進	2 男女共同参画に向けた家庭生活への支援	(1) 男女で築く家庭生活への支援
		(2) 子育て支援の充実
		(3) 高齢者等への介護支援の充実
	3 生涯を通じた心身の健康づくり	(1) 性差や年代に応じた心身の健康支援
(2) 性と生殖に関する健康と権利への配慮		
3 男女がともに活躍できるまちづくり	1 政策方針決定過程及び地域生活における男女共同参画の推進	(1) 地域活動における男女共同参画の推進
		(2) 新たな分野における男女共同参画の推進
	2 庁内推進体制の確立	(1) 庁内の男女共同参画の推進
		(2) 庁内の推進体制の整備
3 協働による計画の推進	(1) 住民参画による計画の推進	
	(2) 国・県等との連携	

第4章 施策の展開

基本目標 1 人権尊重と男女共同参画に向けた意識づくり

重点項目 1 男女共同参画の意識づくり

- 施策（1）広報・啓発活動の推進
- 施策（2）男女共同参画に関する講座・講演会等の開催
- 施策（3）男女共同参画の視点に立った社会制度や慣行の見直し
- 施策（4）男女共同参画に関する情報の収集・提供
- 施策（5）国際理解の推進による意識改革

現状と課題

- 男女共同参画社会の実現のためには、住民一人ひとりが固定的な性別役割分担意識にとらわれず、あらゆる場面において男女平等の視点を持つことが大切です。
- 国際的な動向に応じた法整備の進行などにより、男女共同参画に向けた社会的な土壌は整いつつあるものの、固定的な性別役割分担意識やそれに基づく社会慣行などは依然として残されており、男女双方が個性や能力を十分に発揮することへの妨げとなっています。
- 男女共同参画に関する町民意識調査の結果によると、各分野の男女平等感について、「職場」では「平等」と感じる割合が比較的高くなっていますが、依然として「男性優遇」と感じる割合が多くを占めています。また、性別によって男女の役割を固定する考え方については、全体で33%と依然として高い肯定的な考えをいかに低下させるかが課題となります。
- 本町においては、広報や講座・講演会の開催などを通して男女共同参画の意識づくりを進めてきましたが、男女共同参画意識の更なる浸透と定着に向け、取組みが必要です。
- 男女双方が個性や能力を十分に発揮し、自らの意志によって社会のさまざまな分野に参画できるよう、効果的な意識啓発を展開することが求められています。

基本方針

男女共同参画のさらなる推進を図るため、あらゆる分野における男女平等意識の向上をめざします。また、家庭や地域などにおける男女共同参画意識づくりに向けた広報・啓発活動を充実するとともに、固定的な性別役割分担意識の解消が図られるよう、環境整備に努めます。

取組みの体系

目標指標

指標	現状値	目標値
	令和4（2022）年	令和9（2027）年
男女の平等感の割合「社会全体として」	14.7%	19.7%
性別役割分業に否定的な割合「全体」	55%	60%

施策（1） 広報・啓発活動の推進

住民が男女共同参画についての理解を深め、意識を高められるよう、各種媒体を通じた広報・啓発活動を行います。

No.	具体的施策 主要事業	担当課
1	広報・HP等による男女共同参画の周知・啓発	生涯学習課
2	男女共同参画週間における普及啓発	生涯学習課
3	男女共同参画に関する講演会等の開催	生涯学習課

施策（2） 男女共同参画に関する講座・講演会等の開催

No.	具体的施策 主要事業	担当課
1	男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直しの啓発	生涯学習課
2	男女の固定的な性別役割分担意識を見直す学習機会の提供	生涯学習課

施策（3） 男女共同参画の視点に立った社会制度や慣行の見直し

No.	具体的施策 主要事業	担当課
1	男女共同参画に関する法令や制度改正の周知	生涯学習課

施策(4) 男女共同参画に関する情報の収集・提供

住民が男女共同参画に関する情報を入手し、自ら学習することができるよう、県男女共同参画センターなどの男女共同参画に関する資料等の収集、提供に努めます。

No.	具体的施策 主要事業	担当課
1	国・県・他自治体等主催の研修会・イベントへの参加促進	生涯学習課
2	男女共同参画に関する情報の収集・提供	生涯学習課
3	男女共同参画に関する町民意識調査の実施	生涯学習課

施策(5) 国際理解の推進による意識改革

国際社会の一員として、国際的協調のもとに男女共同参画を推進するため、男女共同参画をめぐる世界的な動向についての情報収集・提供に努めるとともに、国際交流や在住外国人との共生を通じ、住民の国際理解や国際的視野の向上を図ります。

No.	具体的施策 主要事業	担当課
1	国際理解の促進のための男女共同参画に関する国際的な動向についての情報収集・提供	生涯学習課
2	児童生徒に対する外国語学習の充実	教育総務課

重点項目２ 人権教育に基づく男女平等教育・学習の充実

施策（１）男女平等意識に基づく家庭教育の推進

施策（２）男女平等意識に基づく学校教育の推進

施策（３）男女平等意識に基づく生涯学習の推進

現状と課題

- 男女共同参画社会実現のために、学校のみならず、家庭、地域などあらゆる場において、人権尊重や男女平等の意識を育むことが必要です。
- 学校教育はもちろん、家庭や地域での教育は児童生徒の意識や習慣の形成に深く関わります。地域や社会で男女共同参画が実践されるためには、生涯にわたり住民のニーズに応じた学習機会を提供することが大切です。
- 男女共同参画に関する町民意識調査の結果によると、男女共同参画社会の実現に向けて町が重点的に取り組むべき施策について、「学校教育や生涯学習・社会教育の場で、男女の平等と相互の理解や協力についての学習を充実する」が首位に挙がっており、教育や学習に対する期待度の高さがうかがえます。
- 本町においては、児童生徒に対して、道徳・特別活動等を通じた男女平等観の醸成に取り組んでいますが、人権教育に基づく男女平等教育・学習のさらなる推進に向けて、児童生徒の発達段階に応じた教育内容の充実が必要となっています。
- 全ての人々が違いを認め合いながら、対等な関係を重んじ、その個性や能力を発揮できるように、子どもから高齢者まで生涯を通じた教育・学習機会の確保が重要です。

基本方針

人権尊重や男女平等の意識の醸成を図るため、次代を担う子どもたちに対し、男女共同参画社会実現のための教育・学習内容を充実させます。また、それぞれが生きがいや心の豊かさを感じられる生き方を選択し、社会の様々な分野に参画できるよう、家庭、地域などにおける生涯を通じた学習機会の提供に努めます。

取組みの体系

目標指標

指標	現状値	目標値
	令和4（2022）年	令和9（2027）年
家庭教育オピニオンリーダーの人数	85人	90人

施策(1) 男女平等意識に基づく家庭教育の推進

幼児期からの家庭環境が、子どもの意識や生活習慣の形成に大きな影響を与えることから、男女平等意識に基づく家庭教育を推進します。

No.	具体的施策 主要事業	担当課
1	子育てに関する男女共同参画意識の普及啓発	生涯学習課
2	親学習出前講座における男女共同参画関係講演の実施	生涯学習課
3	家庭教育に関する学習機会の提供、講座・教室等の開催における男性参加の促進	中央公民館
4	家庭教育オピニオンリーダーの養成・支援	生涯学習課

施策(2) 男女平等意識に基づく学校教育の推進

児童生徒の発達段階に応じた、一人ひとりの個性や能力を伸ばす教育を実践するとともに、男女共同参画について正しい理解をもった指導者の養成に努めます。

No.	具体的施策 主要事業	担当課
1	男女平等意識に基づく学校教育の推進	教育総務課
2	教職員等に対する研修の充実・推進	教育総務課

施策(3) 男女平等意識に基づく生涯学習の推進

住民が生涯にわたり男女共同参画について理解を深め、社会のさまざまな分野に積極的に参画できるよう、多様な学習機会の提供に努めます。

No.	具体的施策 主要事業	担当課
1	男女共同参画に関する講演会等の開催	生涯学習課
2	地域出前講座の提供	中央公民館
3	県等主催の女性指導者研修会の周知・派遣	生涯学習課
4	国・県・他自治体等主催の研修会・イベントへの参加促進	生涯学習課

重点項目 3 人権を尊重・擁護する社会環境の形成

施策（１）男女間のあらゆる暴力の根絶

施策（２）あらゆるハラスメント防止対策の推進

施策（３）貧困等による困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備

現状と課題

- 人権の尊重は男女共同参画社会を形成するための基本であり、ドメスティック・バイオレンス（DV）やセクシュアル・ハラスメント、性犯罪及びストーカー行為など、男女間のあらゆる暴力は、犯罪であるとともに重大な人権侵害です。
- 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV 防止法）」の施行・改正など、男女間の暴力根絶に向けた法整備は進んでいるものの、暴力に対する社会的認識の不足により、被害が潜在化しやすくなっており、解決が早急に求められます。
- 本町においては、男女間のあらゆる暴力に対して、広報誌等での啓発活動を実施するとともに、関係機関との情報交換や相談体制の充実など連携体制の強化に努めてきました。
- 男女間のあらゆる暴力を許さない環境づくりのため、暴力は人権侵害であるという認識の浸透や関係機関との相談・支援体制の強化を図ります。

基本方針

男女間のあらゆる暴力は、基本的人権を侵害する行為であると同時に犯罪であるという社会的認識の浸透を図り、暴力を許さない社会環境づくりを進めます。また、関係機関と緊密な連携をとり、被害者への相談・支援を充実させます。

取組みの体系

目標指標

指標	現状値 令和4（2022）年	目標値 令和9（2027）年
配偶者等からの暴力を受けた経験のある人の割合	11.3%	5.6%

施策(1) 男女間のあらゆる暴力の根絶

男女間のあらゆる暴力の根絶に向け、暴力を看過しない社会意識の醸成と浸透のための広報・啓発活動、情報提供、また、暴力を生まないための予防教育をはじめとした暴力自体を容認しない社会環境の整備・暴力根絶のための基盤づくりの強化を図ります。

No.	具体的施策 主要事業	担当課
1	配偶者等からの暴力防止の啓発	生涯学習課
2	デートDV防止の啓発	生涯学習課
3	男女間のあらゆる暴力防止のための意識啓発 虐待や性犯罪など、人権侵害防止の啓発	生涯学習課
4	被害者への相談体制の充実 相談窓口の周知・充実	子ども家庭課
5	配偶者暴力支援センターや一時保護施設の情報提供	子ども家庭課

施策(2) あらゆるハラスメント防止対策の推進

職場等におけるあらゆるハラスメントを防止するための啓発活動を行うとともに、相談体制の充実に努めます。

No.	具体的施策 主要事業	担当課
1	ハラスメント防止の啓発	生涯学習課
2	事業所等に対するハラスメント防止の広報・啓発	生涯学習課 商工課
3	ハラスメント防止のための意識啓発、庁内におけるハラスメント防止に関する研修の実施	総務課

施策(3) 貧困等による困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備

非正規雇用労働者やひとり親など、困窮に陥りやすい層・世帯に対し、貧困等の世代間連鎖を断ち切るための教育支援等が必要になります。また、高齢単身女性の貧困についても、様々な分野における男女の置かれた状況の違いが要因となり現れることを理解した上で、各課と連携しながら取組みを行う必要があります。

問題の解決のためにも、男女共同参画の視点に立ち、困難な状況に置かれた女性等が安心して暮らせる環境整備を進めていきます。

No.	具体的施策 主要事業	担当課
1	ひとり親家庭等の自立支援、援護を必要とする子育て家庭の支援	子ども家庭課
2	地域で安心して生活できる安全・安心な町づくり	全課

基本目標 2 男女がともに豊かな人生を送るワーク・ライフ・バランスの推進

重点項目 1 男女がともに働きやすい職場環境づくり

施策（1）ワーク・ライフ・バランスの普及・浸透

施策（2）多様な働き方を可能にする環境づくり

施策（3）農業、自営業等の分野における男女共同参画

現状と課題

- 男女がともに多様な生き方を選択でき、家族や地域社会の一員として責任を分かち合いながら積極的に活動していくためには、ワーク・ライフ・バランスを実現した豊かな社会が必要であり、働きやすい職場環境づくりや、様々な分野での活躍を目指す女性への支援が求められます。
- 「男女雇用機会均等法」や「育児・介護休業法」などをはじめ、男女が互いに協力して働き続けるための法整備は進みつつあります。男性中心型の労働慣行等意識は、職場での平等観が社会全体の考えの中で徐々に広がりつつあることから、女性の活躍が推進される下地ができつつあると考えられます。
- 男女共同参画に関する町民意識調査の結果によると、女性の就労について、「子どもができて、何らかの形で仕事を続ける方がよい」と考える男女の割合が高く、また、男女共同参画社会の実現に向け、職場に求められる取組みについては、「男女ともに育児・介護休業が取得しやすい職場環境」が最も割合が高くなっています。
- 県内でも比較的若い世代と、子育て世代が多い本町では、仕事と子育てとの両立や子育て後の復職促進が図られるよう、広報等による周知に取り組んできましたが、引き続き事業所等へのさらなる支援や啓発が必要となります。

基本方針

ワーク・ライフ・バランス実現のため、男女がともに自分らしく働き続けられる環境の整備に向けた取組みを支援します。また、あらゆる職場において男女平等が実現できるよう促すとともに、社会の様々な分野での活躍を目指す女性が意欲と能力を十分に発揮できる環境づくりに努めます。

取組みの体系

目標指標

指標	現状値 令和4（2022）年	目標値 令和9（2027）年
ワーク・ライフ・バランスがとれている町民の割合	62%	67%

施策（1） ワーク・ライフ・バランスの普及・浸透

自らの希望するバランスで仕事と生活の両立が図られるよう、ワーク・ライフ・バランスの普及・浸透に努めます。

No.	具体的施策 主要事業	担当課
1	ワーク・ライフ・バランスについての情報提供	生涯学習課
2	ワーク・ライフ・バランス推進のための広報・啓発 企業における両立支援の啓発	商工課

施策（2） 多様な働き方を可能にする環境づくり

長時間労働の削減や男性の育児休業の取得促進など、多様で柔軟な働き方の導入の重要性を周知し、雇用や職場において男女平等が図られるよう取組みを支援します。また、社会の様々な分野において女性が活躍できるよう、支援に努めます。

No.	具体的施策 主要事業	担当課
1	雇用・職場における男女平等に向けた普及・啓発	商工課
2	女性の再就職・起業に関する支援の充実・再雇用特別措置の周知	商工課
3	放課後子ども教室、放課後児童クラブの整備	生涯学習課、子ども家庭課

施策(3) 農業、自営業等の分野における男女共同参画

本町の基幹産業の一つでもある農業分野においては近年、女性の新規参入が見られるようになりました。6次産業化の進展に伴い、女性参画への期待度は益々高まっているものの、女性の参画状況は十分ではないことから、農業分野における女性の政策・方針決定過程への参画拡大を促進する

また、自営業等の分野において、男女がともに快適に働くことができるよう、就労環境の改善に向けた取組みを行います。

No.	具体的施策 主要事業	担当課
1	自営業等で働く女性の就業条件向上への啓発	商工課
2	「家族経営協定」締結の拡大	農業委員会
3	農業委員への女性の登用の推進	農業委員会

重点項目 2 男女共同参画に向けた家庭生活への支援

施策（１）男女で築く家庭生活への支援

施策（２）子育て支援の充実

施策（３）高齢者等への介護支援の充実

現状と課題

- 少子高齢化や核家族化が急速に進むなか、豊かで安定した社会の形成のためには、男女がともに家庭的責任を担い、社会全体で子育てや介護を支援していく環境づくりが必要です。
- 家庭は社会の最小単位であり、男女共同参画の意義を学び、実践するための基礎となる場であるにもかかわらず、家事・育児・介護といった家庭生活のほとんどを女性が担い、女性への負担が大きくなっている状況が見られます。
- 男女共同参画に関する町民意識調査の結果によると、家庭生活において「男性優遇」と答えた人の割合は58.4%、「平等」と答えた人は27.7%となっており、家庭生活内での男女共同参画が遅れていることを物語っています。
- 男女が対等な家族の構成員として、互いに協力しながら家庭生活に参画できるよう啓発を図るとともに、子育てや介護などへの社会的支援の充実や環境整備が重要です。

基本方針

男女がともに責任を持ち、協力して家庭生活が送れるよう、男性の家事等への参加促進を図るとともに、個人のライフスタイル等の変化に伴い多様化する子育てや高齢者等の介護ニーズに対応できる社会的支援の充実や環境整備に努めます。

取組みの体系

目標指標

指標	現状値 令和4（2022）年	目標値 令和9（2027）年
家庭生活における男女の地位の平等感	平等と思う人の割合 27.7%	平等と思う人の割合 30%

施策（１）男女で築く家庭生活への支援

男女がともに協力して家庭生活に参画できるよう、家庭における男女共同参画を進めるための啓発活動や、各種講座・教室を開催するなど学習機会の提供に努めます。

No.	具体的施策 主要事業	担当課
1	広報かみのかわ等による男女共同参画の周知・啓発	生涯学習課
2	男女共同参画に関する講演会等の開催	生涯学習課
3	子育てに関する学習機会の提供	子ども家庭課
4	家庭内の家事等の役割分担の見直し啓発	生涯学習課

施策（２）子育て支援の充実

ワーク・ライフ・バランスの推進に向け、男女がともに子育てを担えるよう、多様なニーズに応じた子育て支援の充実に努めます。また、生活・就労・養育等において、様々な課題を抱えやすいひとり親家庭についても、生活の自立と安定を図るための支援を行います。

No.	具体的施策 主要事業	担当課
1	各種保育事業の推進	子ども家庭課
2	ファミリーサポートセンター事業	子ども家庭課
3	子育て情報の提供および相談体制の充実	子ども家庭課
4	自立支援・就業相談事業の周知	子ども家庭課
5	各種経済的支援の周知	子ども家庭課
6	放課後子ども教室の設置推進	生涯学習課

施策（３）高齢者等への介護支援の充実

介護が一部の家族や女性だけのものとならず、男女がともに協力して介護を担い、仕事や地域生活等との調和が図られるよう、福祉サービスの充実や介護者への支援に努めます。

No.	具体的施策 主要事業	担当課
1	高齢者保健福祉事業・介護保険、介護予防サービスの推進	健康福祉課
2	高齢者・障がい者に対するサービスの充実・地域生活支援事業	健康福祉課
3	相談支援体制の充実	健康福祉課
4	家族介護者への支援の充実	健康福祉課
5	ボランティア活動の支援 福祉ボランティアの育成支援	健康福祉課

重点項目3 生涯を通じた心身の健康づくり

施策（１）性差や年代に応じた心身の健康支援

施策（２）性と生殖に関する健康と権利への配慮

現状と課題

- 職場、または家庭や地域で充実した生活を送るためには、心身ともに健康であることが基本的な条件であるといえます。
- 男女がそれぞれのライフステージに応じた健康づくりに取り組めるよう支援するとともに、妊娠・出産など各年代において身体的変化が多くなりやすい女性に対しては、女性自身が主体的に自分の健康を確保できるよう、性と生殖に関する健康と権利について社会全体の理解を深めることが必要です。
- 「上三川町健康・食育に関する町民意識調査」の結果によると、自分自身の健康状態について、女性は「よい」と感じる割合が加齢に伴い減少していますが、男性は40代に大きく低下するものの50代に再度上昇するといった特徴があります。また、最近のストレスの状況については、男女とも40歳代を中心に若い世代でストレスを抱えやすく、男性よりも女性がストレスを感じている状況にあることがうかがえます。
- 本町においては、健康診査や各種がん検診、健康教育・相談、心の健康相談、母子保健サービス、青少年への健康をおびやかす問題についての教育などを通じ、住民一人ひとりの年代や状況に応じた総合的な健康づくりの支援に努めていますが、男女が互いの身体的特質を理解・尊重し、自分自身の身体の状態や健康について正しい認識に基づいた判断ができるよう、さらなる取組みの推進を図ることが求められています。
- 男女がともに生涯を通じて健康に過ごせるよう、性別による身体の仕組みの違いや年代等を考慮した健康づくりを進めるとともに、性と生殖に関する健康と権利を尊重した支援を提供することが重要です。

基本方針

誰もが健康で充実した生活を送れるよう、性差や年代に応じた心身の健康づくりを支援します。また、男女が互いの身体的性差についての認識を深め、人権を尊重しつつ、自らの健康について主体的に管理・判断できるよう、配慮した取組みの実施に努めます。

取組みの体系

目標指標

指標	現状値 令和3（2021）年	目標値 令和9（2027）年
特定健康診査受診率〔男女〕	48.6%	60%

施策（1）性差や年代に応じた心身の健康支援

男女がいきいきと充実した生活を送れるよう、健康に関する学習機会や情報提供を行うとともに、ライフステージに応じた健康増進事業を実施し、生涯を通じた心身の健康づくりを支援します。

No.	具体的施策 主要事業	担当課
1	健康診査・各種がん検診等の実施	健康福祉課
2	ライフステージに応じたスポーツ活動の機会提供	生涯学習課
3	心身の健康相談の実施	健康福祉課
4	食育の推進	健康福祉課
5	生活習慣病予防のための教育	健康福祉課・教育総務課・ 生涯学習課
6	薬物乱用防止教育	健康福祉課・教育総務課・ 生涯学習課

施策（2）性と生殖に関する健康と権利への配慮

男女が互いの身体的性差を理解・尊重しあい、生涯を通じた健康づくりに取り組むことができるよう、性と生殖に関する健康と権利についての啓発を進めます。また、妊娠・出産期にある女性の母性保護と母子保健の充実に努めます。

No.	具体的施策 主要事業	担当課
1	性と生殖に関する健康と権利の普及	子ども家庭課
2	年齢に応じた性教育の推進	子ども家庭課
3	サマースクール保健学習の実施	子ども家庭課
4	各種母子保健サービスの提供	子ども家庭課
5	妊娠・出産期における相談体制・情報提供の充実	子ども家庭課
6	不妊に関する支援の充実	子ども家庭課
7	母性健康管理対策の推進	子ども家庭課

基本目標 3 男女がともに活躍できるまちづくり

重点項目 1 政策方針決定過程及び地域生活における男女共同参画の推進

施策（１）地域活動における男女共同参画の推進

施策（２）新たな分野における男女共同参画の推進

現状と課題

- 誰もがいきいきと暮らせる活力ある社会を築くためには、男女がそれぞれの能力を活かし地域で活躍できる環境づくりが重要です。また、性別や年齢にとらわれない多様な視点から地域の課題を解決し、地域の活性化へと導く地域活動の重要性が一層高まっています。
- ボランティア活動や PTA などの地域活動における活動主体の多くが女性で、男性は仕事を生活の中心に据え、地域社会とのつながりが希薄化する傾向が見られる一方で、活動の責任ある立場には男性が立つという状況も少なくありません。本町の自治会長に占める女性の割合についても極めて低くなっています。
- 男女共同参画に関する町民意識調査の結果によると、自治会等の地域における社会活動に参加している人の割合は 80.2% と比較的高い数値となっていますが、年齢別に見てみると若年層ほど低くなる傾向にあります。
- 本町においては、意思決定過程への参画など、地域社会のなかで女性の影響力が高められるよう、女性のエンパワーメントを支援するとともに、定年退職を機に職場から地域に活躍の場を求める中高年層など、個人の意欲やニーズに応じた地域生活の充実を図ることが求められています。
- 生涯を通じ心豊かに暮らせるよう、男女がそれぞれの能力を発揮し、積極的に地域活動へ参画することで、地域社会に貢献できる環境づくりが重要です。

基本方針

生涯を通じ、男女がともに充実した生活が送れるよう、個人の意欲やニーズに応じた地域活動への参画を促すとともに、地域社会における男女共同参画の促進を支援します。また、男女共同参画の視点を取り入れることが求められる新たな分野を含め、男女それぞれの能力を地域に還元できる環境づくりに努めます。

住民生活に密着している町として、地域の先頭に立ち、民間をリードすることで、女性の登用を積極的に進めてまいります。

取組みの体系

目標指標

指標	現状値 令和4（2022）年	目標値 令和9（2027）年
審議会等への女性委員の登用率	35.6%	40%
町の課長相当職の女性の割合	25%	30%

施策（1）地域活動における男女共同参画の推進

男女がともに地域とのつながりのなかでいきいきと暮らせるよう、自治会等の地域活動に積極的に参画し、それぞれの能力を発揮できる環境づくりを進めます。

No.	具体的施策 主要事業	担当課
1	地域活動における男女共同参画推進の啓発	各課
2	地域活動に関する情報提供	地域生活課
3	女性リーダーの育成	地域生活課
4	人材情報の整備・提供	生涯学習課
5	審議会・委員会等への女性委員の積極的登用	各課
6	町政への参画 公募制の推進	各課

施策（2）新たな分野における男女共同参画の推進

男女共同参画の視点を取り入れることが求められる新たな分野においても、積極的な取組みを進め、豊かな地域づくりの実現を図ります。また近年、地震、津波、風水害等の災害が起こる頻度が増しているが、防災施策に男女共同参画の視点が入るよう対応を行います。

No.	具体的施策 主要事業	担当課
1	男女共同参画の視点に立った防災体制の確立	総務課
2	女性防火クラブの活用と連携	総務課
3	防災会議委員への女性登用推進	総務課
4	地域おこし、まちづくり、観光分野における男女共同参画の啓発	商工課

重点項目２ 庁内推進体制の確立

施策（１）庁内の男女共同参画の推進

施策（２）庁内の推進体制の整備

現状と課題

- 男女共同参画を推進するうえで、行政の果たす役割は大きく、全庁的に男女共同参画を目指すという共通認識をもつとともに、あらゆる分野の取組みを総合的かつ計画的に展開することが重要です。
- 男女共同参画推進にかかる施策は多岐にわたるため、庁内における連携体制の確立はもちろん、男女双方の視点から取組みを進められるよう、庁内における男女平等意識を育み、男女共同参画を実践していく必要があります。
- 本計画の推進にあたっては、必要な取組みを着実に実施し、実効性のあるものとするための基盤となる体制の強化と、進捗状況の適切な点検・評価を行える仕組みづくりが重要となっています。
- 庁内の男女共同参画の推進状況について、令和４（２０２２）年度の管理職に占める女性職員の割合は２８．６％と国の目標値にはやや及ばないものの、町の多様な部門での女性職員の配置を進めており、多角的な視野から行政運営が推進されるよう努めています。
- 町が男女共同参画の必要性を認識し、施策推進の中心となる町職員一人ひとりが率先して住民や事業所等の模範となれるよう、庁内の男女共同参画推進体制を整備するとともに、関係各課の緊密な連携のもと、本計画を確実に推進するための仕組みづくりが必要です。

基本方針

男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画社会の実現という共通目標のもと、庁内における男女平等意識の醸成を図り、男女共同参画を実践します。また、全庁的な連携体制を強化し、本計画の着実な推進に努めます。

取組みの体系

目標指標

指標	現状値	目標値
	令和4（2022）年度	令和9（2027）年度
管理職に占める女性職員の割合	28.6%	32%
男性職員の育児休暇取得人数	2人	1人以上

施策（1）庁内の男女共同参画の推進

男女双方の視点から施策を推進できるよう、庁内における男女平等意識を育み、女性職員の積極的な活用など、町職員が住民の先頭に立ち男女共同参画を実践します。

No.	具体的施策 主要事業	担当課
1	町職員に対する啓発活動の実施	総務課
2	男性職員の育児・介護休暇取得の促進	総務課
3	女性職員の管理職への登用推進	総務課

施策（2）庁内の推進体制の整備

本計画を総合的かつ計画的に推進し、実効性のあるものとするため、庁内の推進体制を整備します。また、各施策の適正な進行管理を行える仕組みづくりに努めます。

No.	具体的施策 主要事業	担当課
1	関係各課の連携体制・組織の強化	生涯学習課
2	男女共同参画計画の周知	生涯学習課
3	定期的な町民意識調査の実施	生涯学習課
4	進捗状況把握・評価の実施および公表	生涯学習課

重点項目3 協働による計画の推進

施策（１）住民参画による計画の推進

施策（２）国・県等との連携

現状と課題

- 男女共同参画社会の実現のためには、行政だけでなく、住民、事業所等の各種団体と課題を共有するなかでパートナーシップを構築し、地域が一体となった推進体制を作りあげることが重要です。
- 本計画を推進するうえでは、町単独での対応が難しい場合もあるため、国や県、関係機関等との連携を図ることが重要です。さらに、広域的な取組みが必要な問題については、関係・近隣自治体との連携による対応も必要となっています。
- 本町においては、平成22（2010）年に「上三川町男女共同参画計画（平成23（2011）年度～平成27（2015）年度）」を策定し、さまざまな取組みを実施してきましたが、男女共同参画をさらに推進するためには、住民の男女共同参画そのものに対する認識を更に深められるよう、身近な活動を通じた協働の関係づくりが求められています。
- 男女共同参画社会の実現という共通目標のもと、行政、事業所等、住民一人ひとりが互いの役割と責任を果たしながら、対等なパートナーとして、主体的な取組みを展開していくことが不可欠です。

基本方針

行政、事業所、関係機関など、住民一人ひとりがそれぞれの立場で男女共同参画に関する取組みに主体的に関われるよう、対等なパートナーとして本計画を推進します。また、町単独での対応が難しい問題に対しては、国や県、関係機関、近隣自治体等との連携を図り、多角的な取組みの展開を目指します。

施策（１）住民参画による計画の推進

住民の積極的な参画により、本計画の着実な推進を図ります。

No.	具体的施策 主要事業	担当課
1	女性団体連絡協議会の活用と連携	生涯学習課
2	男女共同参画計画の周知	生涯学習課
3	進捗状況把握・評価の実施および公表	生涯学習課

施策（２）国・県等との連携

計画の推進に当たり、国・県、関係機関等との連携を図り、男女共同参画に係る施策の充実に努めます。

No.	具体的施策 主要事業	担当課
1	国や県、他市町の男女共同参画に関する情報収集・発信	生涯学習課
2	国・県への要望	生涯学習課

資料編

主な相談問い合わせ先

相談先	内容	番号
警察相談専用電話	110番通報するほど緊急性のない相談に対応	#9110
DV相談ナビ	DV被害者に相談機関を案内するサービス	#8008
女性の人権ホットライン	女性を巡る様々な人権問題についての相談を受け付ける	0570-070-810 (平日8時30分~17時15分)
法テラス・サポートダイヤル	犯罪被害にあわれた方の法的トラブルの解決に役立つ適切な法律制度や相談窓口を紹介	0570-078374 (平日9時~21時) (土曜9時~17時)
上三川町相談窓口 子ども家庭課相談支援係	—	0285-56-9137
栃木県相談窓口 とちぎ男女共同参画センター	—	028-665-8720 (平日9時~20時) (土日9時~16時 要予約)
民間相談窓口 認定NPO法人ウイメンズハウスとちぎ	暴力を受け続けている女性と子どもが安全に安心して暮らすための支援をします。	028-621-9993 (平日9時~17時)
民間相談窓口 認定NPO法人サバイバルネット・ライフ	DVを受けた女性と子どもの自立支援をしている団体です。	0285-24-5192 (平日10時~16時)

上三川町男女共同参画計画策定委員会設置要綱

平成 27 年 3 月 24 日

教委告示第 4 号

(設置)

第 1 条 上三川町における男女共同参画社会の形成の推進を図るため、上三川町男女共同参画計画(以下「計画」という。)を策定するにあたり、意見を求めるため、上三川町男女共同参画計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(組織)

第 2 条 委員会は、委員 18 名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 町議会総務文教常任委員会委員長及び副委員長
- (2) 栃木県男女共同参画地域推進員
- (3) 教育委員会が指定する町各種団体の代表者
- (4) 公募による委員(2 名以内)
- (5) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第 3 条 委員の任期は、委嘱の日から計画策定作業が完了するまでの期間とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長 1 人を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。ただし、必要があるときは教育長がこれを行う。

- 2 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(関係者の出席)

第 6 条 委員長は必要に応じて関係者を会議に出席させることができる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、生涯学習課において処理する。

(補足)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が委員会に諮り定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

上三川町男女共同参画計画策定委員会委員名簿（2条関係）

	職名	委員名
1	町議会総務文教常任委員会委員長	小川 公威
2	町議会総務文教常任委員会副委員長	鶴見 典明
3	栃木県男女共同参画地域推進員	北山 恵子
4	栃木県男女共同参画地域推進員	櫻井 澄子
5	女性団体連絡協議会代表	鈴木 美恵子
6	宇都宮人権擁護委員協議会上三川部会代表	田中 則子
7	小・中学校長会代表	鷺島 優一
8	自治会長連絡協議会代表	笠井 敏雄
9	社会福祉協議会代表	遠藤 進
10	上三川町商工会代表	中原 みゆき
11	公募による委員	佐藤 広子

男女共同参画社会基本法

平成11年6月23日法律第78号
改正 平成11年7月16日法律第102号
同11年12月22日同第160号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること

その他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

- 2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(平一一法一六〇・一部改正)

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(平一一法一〇二・全改)

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(平一一法一〇二・全改)

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(平一一法一〇二・全改)

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(平一一法一〇二・全改)

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(平一一法一〇二・全改)

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(平一一法一〇二・全改)

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(平一一法一〇二・全改)

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(平一一法一〇二・全改)

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

(平一一法一〇二・全改)

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）

第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則（平成十一年七月一六日法律第一〇二号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日＝平成十三年一月六日)

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

○中央省庁等改革関係法施行法（平成一一法律一六〇）抄

(処分、申請等に関する経過措置)

第千三百一条 中央省庁等改革関係法及びこの法律（以下「改革関係法等」と総称する。）の施行前に法令の規定により従前の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 改革関係法等の施行の際現に法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 改革関係法等の施行前に法令の規定により従前の国の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項で、改革関係法等の施行の日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、これを、改革関係法等の施行後の法令の相当規定により相当の国の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、改革関係法等の施行後の法令の規定を適用する。

(政令への委任)

第千三百四十四条 第七十一条から第七十六条まで及び第千三百一条から前条まで並びに中央省庁等改革関係法に定めるもののほか、改革関係法等の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（平成十一年一月二二日法律第一六〇号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成十三年四月十三日法律第三十一号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

(平一六法六四・一部改正)

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(平一六法六四・平二五法七二・一部改正)

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

(平一六法六四・一部改正)

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(平一六法六四・追加、平一九法一一三・改称)

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条

第五項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(平一六法六四・追加、平一九法一一三・一部改正)

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

(平一六法六四・追加、平一九法一一三・一部改正)

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（平一六法六四・平一九法一一三・一部改正）

（婦人相談員による相談等）

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重する

よう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（平一六法六四・一部改正）

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（平一六法六四・一部改正）

（警察官による被害の防止）

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（平一六法六四・追加）

（福祉事務所による自立支援）

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十一年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（平一六法六四・追加、平二六法二八・一部改正）

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

(平一六法六四・追加)

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。)を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠をともにする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者とともに生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者とともに生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいづれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置く

こと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞(しゆう)恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであつて、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者とともに生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身边につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者とともに生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身边につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（平一六法六四・平一九法一一三・一部改正）

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（平一六法六四・平一九法一一三・一部改正）

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の

認証を受けたものを添付しなければならない。

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者とともに生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居

を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(平一六法六四・全改、平一九法一一三・一部改正)

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(平一六法六四・一部改正)

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等

に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用
(次号に掲げる費用を除く。)
 - 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用
 - 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
 - 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(平一六法六四・一部改正)

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(平二五法七二・追加)

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠をともにする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条 被害者 被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）

第六条第一項 配偶者又は配偶者であった者 同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者

第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項 配偶者 第二十八条の二に規定する関係にある相手

第十条第一項 離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合 第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

(平二五法七二・追加)

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

(平二五法七二・一部改正)

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

(平一六法六四・平二五法七二・一部改正)

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(平一六法六四・一部改正)

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一六年六月二日法律第六四号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があつた場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一九年七月一一日法律第一一三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 (平成二五年七月三日法律第七二号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 （平成二六年四月二三日法律第二八号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成二十七年九月四日法律第六十四号

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律をここに公布する。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること(以下「女性の職業生活における活躍」という。)が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第五条第一項において「基本原則」という。)にのっとり、女性の職

業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(令元法二四・一部改正)

第二節 一般事業主行動計画等

(令元法二四・改称)

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、そ

の結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項及び第十四条第一項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(令元法二四・一部改正)

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

一 第九条に規定する基準に適合しなくなつたと認めるとき。

二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

三 不正的手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(令元法二四・追加)

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「特例認定一般事業主」という。)については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(令元法二四・追加)

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(令元法二四・追加)

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。

二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

五 不正的手段により第十二条の認定を受けたとき。

(令元法二四・追加)

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該

承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

(平二九法一四・一部改正、令元法二四・旧第十二条繰下・一部改正)

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(令元法二四・旧第十三条繰下)

(一般事業主に対する国の援助)

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

(令元法二四・旧第十四条繰下)

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

(令元法二四・旧第十五条繰下)

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(令元法二四・旧第十六条繰下・一部改正)

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

(令元法二四・旧第十七条繰下・一部改正)

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応

じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(令元法二四・旧第十八条繰下)

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(令元法二四・旧第十九条繰下)

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(令元法二四・旧第二十条繰下・一部改正)

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(令元法二四・旧第二十一条繰下)

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(令元法二四・旧第二十二条繰下)

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組

が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 一般事業主の団体又はその連合団体

二 学識経験者

三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(令元法二四・旧第二十三条繰下・一部改正)

(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(令元法二四・旧第二十四条繰下)

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(令元法二四・旧第二十五条繰下)

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(令元法二四・旧第二十六条繰下・一部改正)

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第二項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定

する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(令元法二四・追加)

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(令元法二四・旧第二十七条繰下・一部改正)

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

(令元法二四・旧第二十八条繰下)

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

(令元法二四・旧第二十九条繰下・一部改正)

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

(令元法二四・旧第三十条繰下・一部改正)

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

(令元法二四・旧第三十一条繰下・一部改正)

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項(第十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

(平二九法一四・一部改正、令元法二四・旧第三十二条繰下・一部改正)

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

(令元法二四・旧第三十三条繰下・一部改正)

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

(令元法二四・旧第三十四条繰下・一部改正)

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章(第七条を除く。)、第五章(第二十八条を除く。)及び第六章(第三十条を除く。)の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八条の規定(同条に係る罰則を含む。)は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(令元法二四・一部改正)

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成二九年三月三十一日法律第一四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日

二及び三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定（「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。）、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条(次号に掲げる規定を除く。)の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第三十八条第三項の改正規定（「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。）、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第三十三号)第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二條、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条(次号に掲げる規定を除く。)の規定 平成三十年一月一日

（罰則に関する経過措置）

第三十四条 この法律(附則第一条第四号に掲げる規定にあつては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和元年六月五日法律第二四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（令和元年政令第一七四号で令和二年六月一日から施行）

一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日

二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日(令和元年政令第一七四号で令和四年四月一日から施行)

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第3次上三川町男女共同参画計画
令和5（2023）年度～令和9（2027）年度
発行年月：令和5（2023）年2月
発行：上三川町教育委員会事務局 生涯学習課
〒329-0696
栃木県河内郡上三川町しらさぎ一丁目1番地
TEL：0285-56-9159 FAX：0285-56-6691